

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設  拡充  延長  その他 ）

No	5	府省庁名 総務省									
対象税目	個人住民税 軽自動車税	法人住民税 特別土地保有税	事業税 都市計画税	不動産取得税 水利地益税	固定資産税 共同施設税	事業所税 宅地開発税	その他	(自動車取得税)	自動車税	鉱区税	
要望項目名	地方独立行政法人に対する非課税措置の拡充										
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の効率性や質の向上が期待される。</p> <p>・特例措置の内容 ○上記の税目について、非課税措置の対象を移行型地方独立行政法人・準移行型地方独立行政法人※以外の地方独立行政法人にも拡充すること。</p> <p>※移行型地方独立行政法人とは、成立の前日に設立団体が行っていた業務のみを行うもの ※準移行型地方独立行政法人とは、病院事業を行う地方独立行政法人のうち設立団体以外の地方公共団体から病院の譲渡を受けたものであって、成立の前日に地方公共団体が行っていた業務のみを行うもの</p>										
関係条文	地方税法第25条第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第179条、第296条第1項第1号、第348条第6項～第8項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項、地方税法施行規則第1条の11										
減収見込額	<p>[初年度] ▲6 ( ▲220 ) [平年度] ▲6 ( ▲220 )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>										
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方独立行政法人は、地域において確実な実施を図る必要があるが、民間に任せるとその確実な実施が見込めない業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設し、透明で自律的、弾力的な運営を行わせることとする一方、適切な事後評価と見直しを行うこととし、業務の効率性や質の向上を図ることを狙いとするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行、移行型地方独立行政法人・準移行型地方独立行政法人については、設立前に地方公共団体が行っていた業務を引き継ぐもの（設立前も非課税）であり、非課税関係を維持する観点から非課税とされている。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年設立された地方独立行政法人の中には、国の独立行政法人が行っていた業務を引き継ぐもの（設立前も非課税）のように、現行制度上は課税対象となるものの、非課税関係を維持する観点からすれば、非課税とすることが適当であるような事例が生じていること</li> <li>・設立時点では地方公共団体が行っていた業務のみを行っていた地方独立行政法人が、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要が生じる場合もあること</li> <li>・地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第44号）において、地方独立行政法人の合併が可能となったことに伴い、非課税地方独立行政法人と課税地方独立行政法人の合併や、合併に合わせた業務の追加が行われることが想定されること</li> <li>・地方独立行政法人は、地域において確実な実施を図る必要があるが、民間に任せるとその確実な実施が見込めない業務を行うものであり、地方公共団体が直営で行うことも考えられるところ、業務の効率性や弾力的な運営といった観点から別法人を創設したものであり、業務内容からすれば、課税関係についても地方公共団体と同様の取り扱いとすべきと考えられること</li> </ul> <p>から、移行型地方独立行政法人・準移行型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人についても非課税措置の対象とする必要が認められる。</p>										
本要望に対応する縮減案											

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 26 年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画（24 年 6 月策定、25 年 4 月改正）】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p> <p>なお、病院事業については、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、公立病院の再編・ネットワーク化が求められていること、また、社会保障制度改革国民会議報告書（平成 25 年 8 月 6 日）において、医療提供体制の改革に取り組むことが必要とされている。</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の独立行政法人が行っていた業務を引き継ぐ場合</li> <li>・設立時点では地方公共団体が行っていた業務のみを行っていた地方独立行政法人が、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要がある場合</li> <li>・非課税地方独立行政法人と課税地方独立行政法人の合併や、合併に合わせた業務の追加が行われる場合等</li> </ul> <p>における課税関係上の不利益を回避し、もって、地方独立行政法人制度の円滑な運営に資すること</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の独立行政法人が行っていた業務を引き継ぐ場合</li> <li>・設立時点では地方公共団体が行っていた業務のみを行っていた地方独立行政法人が、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要がある場合</li> <li>・非課税地方独立行政法人と課税地方独立行政法人の合併や、合併に合わせた業務の追加が行われる場合等</li> </ul> <p>における課税関係上の不利益を回避し、もって、地方独立行政法人制度の円滑な運営に資すること</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	3 法人（平成 25 年 4 月 1 日現在、課税対象である地方独立行政法人数。地方独立行政法人総数は 111 法人）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の独立行政法人が行っていた業務を引き継ぐ場合</li> <li>・設立時点では地方公共団体が行っていた業務のみを行っていた地方独立行政法人が、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要がある場合</li> <li>・非課税地方独立行政法人と課税地方独立行政法人の合併や、合併に合わせた業務の追加が行われる場合等</li> </ul> <p>における課税関係上の不利益を回避し、もって、地方独立行政法人制度の円滑な運営に資すると考えられる</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人は、地域において確実な実施を図る必要があるが、民間に任せるとその確実な実施が見込めない業務を行うものであり、地方公共団体が直営で行うことも考えられるところ、業務の効率性や弾力的な運営といった観点から別法人を創設したものであり、業務内容からすれば、課税関係についても地方公共団体と同様の取り扱いとすべきと考えられる</li> <li>・病院事業については、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、公立病院の再編・ネットワーク化が求められていること、また、社会保障制度改革国民会議報告書（平成 25 年 8 月 6 日）において、医療提供体制の改革に取り組むことが必要とされており、今後も公立病院以外の病院も含めた再編により、様々な形で地方独立行政法人化する病院が増えることが見込まれる。</li> </ul>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度 91 法人 平成 24 年度 102 法人 平成 25 年度 108 法人</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>移行型地方独立行政法人・準移行型地方独立行政法人については、既に非課税措置の対象となっており、これによって、設立時における課税関係上の不利益を回避し、もって、地方独立行政法人制度の円滑な運営が図られている</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>移行型地方独立行政法人・準移行型地方独立行政法人については、既に非課税措置の対象となっており、これによって、設立時における課税関係上の不利益を回避し、もって、地方独立行政法人制度の円滑な運営が図られている</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 15 年度創設（移行型地方独立行政法人に係る非課税措置の新設） 平成 16 年度要望（地方独立行政法人のうち公立大学法人については、移行型か否かを問わず一律に非課税措置の対象とされた） 平成 22 年度要望（準移行型地方独立行政法人について非課税措置の対象とされた）</p>